

「仙北市PRサポーター」事業実施要領

- 1【名称】 仙北市PRサポーター
- 2【目的】 仙北市内に所在地のある企業・団体等事業者や個人事業主が、市外に自社商品や売込みや企業PR活動などに行く際に、仙北市の観光PR活動もあわせ行うことで、自社の価値と仙北市の価値の双方を高め合い、広く仙北市の認知度アップ、観光誘客や移住定住などの促進につながるよう、「仙北市PRサポーター」事業を実施する。
- 3【支援内容】 事業者等からの申請に基づき、名刺デザイン台紙データを付与する。
付与されたデータは、使用条件で定める範囲内（住所氏名等）で、申請者自身で改変し、名刺を印刷していただくものとする。
また、必要に応じて、ポスター、行政情報、観光パンフレット等を付与する。
- 4【対象者】 仙北市内に所在地のある企業・団体等事業者、個人事業主。
ただし、下記のいずれかに該当する場合は、対象としない。
 - 1) 法令等に反するもの又はその恐れがある場合。
 - 2) 暴力団等の反社会的勢力または反社会的勢力と関係を有するもの又はその恐れがある場合。
 - 3) 公序良俗に反したり、青少年保護や健全育成の観点から適切でないもの又はその恐れがある場合。
 - 4) 政治性、宗教性のあるもの又はその恐れがある場合。
 - 5) 前号に掲げるもののほか、市長の判断により対象とふさわしく無いと判断された場合。
- 6【申請方法】 仙北市HP掲載の様式1「仙北市PRサポーター申請書」により申請するものとする。
 - 1) 申請が認められれば、市は名刺台紙デザインを pdf データ、または aly データ（ラベル屋さん）形式のいずれかにより申請者へ交付する。
 - 2) 申請者は名刺台紙データを元に、住所氏名等必要箇所を改変して名刺を作成する。
 - 3) 申請者は使用開始前に、改変後の名刺デザインを pdf データで市に報告する。
- 7【期間】 期間は定めない。
ただし、4【対象者】に掲げた各号に該当するなど、申請時と大幅に違う使用をしていることが確認された場合は、その時点でサポーターを解任することもある。
- 8【活動内容】 企業・団体等事業者や個人事業主の営業活動やイベント等への参加にあたり、名刺裏面への印刷、もしくは別に名刺を作るなどして、市外に自社商品や売込みや企業PR活動などに行く際に、仙北市の観光PR活動もあわせ行うこととする。